

広島県告示第七十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部土木整備管理課及び広島県北部建設事務所庄原支所において、平成二十二年二月十八日までの間、縦覧に供する。

平成二十二年二月四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

三良坂総領線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
庄原市総領町稲草字船迫九九番六地先から 庄原市総領町稲草字奥舟迫八二番地先まで					
	二七・六〇 四九・八〇	四四・四〇 六四・四〇		六二・〇〇	幅員減少 不用物件延長 七四・〇〇 メートル